



Ashford Crossing II 1880 S. Dairy Ashford Rd., Suite 170, Houston, TX 77077
Tel. 281-493-1512 / Email: sansuikai@jbahouston.org

2021年11月4日

在ヒューストン日本国総領事館
首席領事(総領事代理)
佐川 昌也様

ヒューストン日本商工会
会長 川上篤樹

(要望書) 日本入国時の水際措置の緩和に向けたお願い

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊商工会事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年からの新型コロナウイルスへの対応では、在留邦人に対する定期的な情報発信やヒューストン市をはじめとする地元関係団体との関係強化や様々な支援にご奔走くださり、当地の日系企業の団体と致しまして、改めて感謝を申し上げます。

ご承知の通り、10月1日から日本政府が有効と確認したワクチンの接種証明書保持者については、入国後14日目までの隔離期間中、10日目以降に受けた自主検査が陰性であれば、隔離を終了できることとなりました。ワクチン接種完了者を対象にした仕組みの構築と隔離期間の短縮は、一歩前進ではありますが、10日間という隔離期間は依然として日本への入国者に対して時間的に大きな負担となっております。また現在、外国人については、原則入国が認められておらず、査証の発給も停止し、米国のビジネス関係者などの移動が出来ない状況が続いております。

同様に日本からの出張時も帰国時の隔離制約がある事から本邦からの出張も極めて困難となっており、本邦企業における海外での事業展開にも大きな影響をもたらしています。通常業務上での必要性に加えて、例えば12月にヒューストンにて開催されます3年に一度の世界石油会議 (The World Petroleum Congress) への参画も隔離期間が障害となり、日本から米国への代表者派遣を慎重にせざるを得ない事態となっております。さらに米国はじめ海外のビジネス関係者が日本へ原則入国できないことが長期化した場合、日本企業の米国における特に他外国企業との競争力の観点でも影響を強く懸念しております。

また日本入国後、公共交通機関の利用が制限されている為、米国より直行便のある本邦国際空港から離れた地域が目的地の方は移動が叶わず、隔離期間中はホテル滞在を余儀なくされるなど、時間的のみならず金銭的な負担も生じております。

感染拡大防止の観点から、引き続き水際対策を講じる必要性については承知しておりますが、当地日系企業、日本人の円滑な活動を支援する為、下記の措置について要望させていただきます。

- (1) ワクチン接種完了者を対象にした日本入国後の隔離期間の免除
- (2) ワクチン接種完了者を対象にした日本入国後の公共交通機関利用制限の撤廃
- (3) 外国人のワクチン接種完了者に対する入国承認、査証発給の再開
- (4) 日本政府承認のワクチンのみならず、CDC承認のワクチンを接種完了している人についても上記(1)、(2)、(3)の対象とすること

日米両国民の往訪再開による日米経済活動の活性化と、特に年末年始を控えて、在留邦人の生活便宜の為、日本政府には早期の対応を検討頂きたいと存じます。ニューヨーク日本商工会議所が要望書をすでに提出されたと承知いたしておりますが、同様の内容をヒューストンの日系企業の団体を代表致しまして、改めてお願い申し上げます。

実現に向けてご支援を頂ければ幸甚です。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具